あきぎん

創りたい未来がある。
守りたい故郷がある。

第119期 定時株主総会 招集ご通知

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、郵送またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産を、取り止めさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

日時　2022年６月28日（火曜日）
午前10時

場所　秋田市山王三丁目２番１号
当行本店10階大会議室

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
2022年６月27日（月曜日）
午後５時まで

株式会社　秋田銀行
証券コード：8343

目次

第119期定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使のご案内 …… 4
（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金の処分の件 …… 6
第２号議案　定款一部変更の件 …… 7
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件 …… 9
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件 …… 16
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 21
（添付書類）
事業報告 …… 25
計算書類 …… 53
連結計算書類 …… 56
監査報告書 …… 58
株主総会会場ご案内略図

証券コード 8343
2022年６月６日

株主各位

秋田市山王三丁目２番１号
株式会社 秋田銀行
取締役頭取 新谷 明弘

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第119期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月27日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１ 日 時	2022年６月28日（火曜日） 午前10時
２ 場 所	秋田市山王三丁目２番１号 当行本店10階大会議室 ※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。
３ 株主総会の目的事項	**報告事項** (1) 第119期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 (2) 第119期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 **決議事項** 第１号議案 剰余金の処分の件 第２号議案 定款一部変更の件 第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件 第４号議案 監査等委員である取締役５名選任の件 第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

4 議決権行使について	（1）書面（郵送）による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。 （2）インターネット等による議決権行使の場合 当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」（5頁）をご確認ください。 （3）重複行使の取扱い 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

（以　上）

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①および②の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  ①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

当行ホームページ https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。）
- 資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当行の対応について、以下のとおりご案内申しあげますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

1　株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。
- 極力、議決権行使書用紙の郵送またはパソコンやスマートフォンを利用したインターネット等による、事前の議決権行使をお願い申しあげます。
- 当日ご出席される場合には、必ずマスクを着用していただき、ご自身ならびに周囲への新型コロナウイルス感染症拡大防止にご配慮いただきますようお願い申しあげます。
- 検温ならびに手指のアルコール消毒へのご協力をお願い申しあげます。
- ご来場の際には会場入口で体温測定をさせていただき、発熱または体調不良と見受けられる株主様については、入場をご遠慮いただく場合がございますのでご了承ください。
- 株主席は間隔を空けた配置といたします。例年より座席数が少なくなりますので、会場ロビー内に臨時の別会場を設置する予定でありますが、全て満席となった場合には、入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2　当行の対応について

- 当行役職員は、当日の体調に問題ないことを確認のうえ、マスクを着用してご対応させていただきます。
- 本定時株主総会のお土産は取り止めさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 議事進行につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年より時間を短縮して行う予定でありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 今後の流行状況により、株主総会の運営に大幅な変更が生じる場合は、当行ホームページでお知らせいたします。

当行ホームページ https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/

議決権行使のご案内

株主総会参考書類６頁～24頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。
議決権行使には以下の３つの方法がございます。

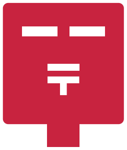

書面（郵送）による議決権行使

行使期限　2022年６月27日（月曜日）
午後５時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使

行使期限　2022年６月27日（月曜日）
午後５時まで

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。

株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時　2022年６月28日（火曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家のみなさまへ	**議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。**

インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル：**0120-173-027**（通話料無料）　受付時間　午前９時～午後９時

インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて

パソコン、スマートフォンから、**議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）**において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする

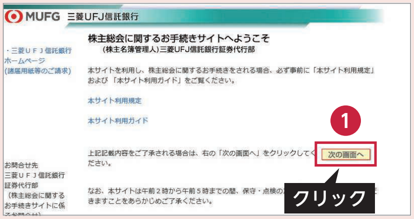

❶**「次の画面へ」**をクリック

2 ログインする

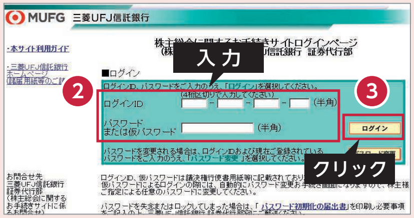

❷お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログインID」**および**「仮パスワード」**を入力

❸**「ログイン」**をクリック

3 パスワードを登録する

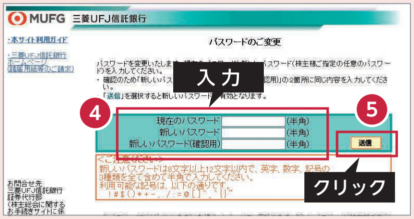

❹現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを**「新しいパスワード入力欄」**と**「新しいパスワード（確認用）入力欄」**の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。

❺**「送信」**をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合
（QRコードを読み取る方法）

同封の議決権行使書用紙右下に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※「ＱＲコードを読み取る方法」での議決権行使は１回に限ります。

※議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがＰＣ向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」「仮パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

「ログイン用QRコード」はこちら ▼

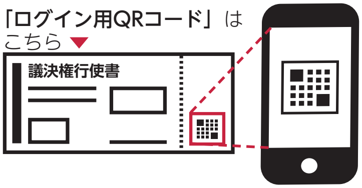

❗ ご注意

① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

② インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1　期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)	配当財産の種類	金銭といたします。
(2)	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式１株につき　金35円 総額　628,268,760円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき金70円となります。
(3)	剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年６月29日

2　別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	2,000,000,000円
(2)	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	2,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1　変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款変更を行うものであります。

(1) 変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となりますので、これを削除するものであります。

(4) 上記条文の新設および削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款・変更案対照表

（注）＿＿＿を表示した箇所が変更部分を示します。

現　行　定　款	変　更　案
第３章　　株　主　総　会	第３章　　株　主　総　会
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（電子提供措置等） 第16条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②　当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新　設）	附　則 第１条　現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 ②　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 ③　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める取締役候補者の選任方針および手続きに従い適切に指名されており、各候補者は当行の取締役として適任であることから、特に指摘すべき事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	新谷明弘（あらや あきひろ）	再任	代表取締役頭取	14回／14回(100%)
2	皆川剛（みなかわ つよし）	再任	取締役常務執行役員	14回／14回(100%)
3	三浦力（みうら ちから）	新任	常務執行役員	３回／３回(100%)
4	三浦寛剛（みうら ひろよし）	再任	取締役常務執行役員	14回／14回(100%)
5	芦田晃輔（あしだ こうすけ）	再任	取締役常務執行役員	14回／14回(100%)
6	辻良之（つじ よしゆき）	再任 社外	取締役（社外取締役）	13回／14回(92%)
7	榊純一（さかき じゅんいち）	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	14回／14回(100%)
8	中田直文（なかた なおふみ）	再任 社外	取締役（社外取締役）	14回／14回(100%)
9	柿﨑環（かきざき たまき）	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	11回／11回(100%)

（注）1.　取締役候補者の三浦力氏は、2021年６月までの取締役在任中に開催の取締役会３回の全てに出席しております。

2.　社外取締役候補者の柿﨑環氏は、2021年６月25日の取締役就任以後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。

候補者番号 1　新谷（あらや）　明弘（あきひろ）　再任

生年月日
1955年２月９日生

所有する当銀行の株式の数
4,200株

取締役会への出席状況
14回／14回（100％）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年４月　当銀行入行
1999年４月　同　人事部次長
2002年３月　同　県庁支店長
2005年６月　同　執行役員本店営業部長
2007年６月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報室長
2010年５月　同　常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長
2011年６月　同　常務取締役事務本部長
2013年６月　同　代表取締役専務
2016年６月　同　代表取締役副頭取
2017年６月　同　代表取締役頭取（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、リスク管理、人事等の業務経験を有し、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。2017年６月に頭取に就任し、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに、経営課題に基づき成長戦略の推進を指揮してきました。
豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有し、公正な経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2　皆川（みなかわ）　剛（つよし）　再任

生年月日
1967年７月２日生

所有する当銀行の株式の数
1,400株

取締役会への出席状況
14回／14回（100％）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年４月　当銀行入行
2010年６月　同　経営企画部部長代理
2011年６月　同　札幌支店長
2014年６月　同　本荘支店長
2017年６月　同　執行役員地域サポート部長
2018年６月　同　執行役員地域未来戦略部長
2019年６月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報ＣＳＲ室長
2020年６月　同　取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長
2021年６月　同　取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2020年６月に取締役常務執行役員に就任し、当行の経営課題への対応や、人事・総務・市場運用部門等の強化に貢献してきました。
こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3　三浦　力（みうら　ちから）　新任

生年月日
1967年４月19日生

所有する当銀行の株式の数
2,000株

取締役会への出席状況
３回／３回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年４月	当銀行入行
2009年６月	同　秋田東中央支店次長
2010年10月	同　秘書室長
2013年６月	同　本店営業部部長代理兼融資課長
2015年６月	同　湯沢・稲川エリア統括湯沢支店長
2017年６月	同　県庁支店長
2019年６月	同　執行役員地域未来戦略部長
2020年６月	同　取締役執行役員地域価値共創部長
2021年６月	同　常務執行役員地域価値共創部長（現任）

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2021年６月に常務執行役員に就任し、地域価値共創部長として、当行の業績向上に貢献するとともに、地域やお客さまの課題解決に取り組んできました。
こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4　三浦　寛剛（みうら　ひろよし）　再任

生年月日
1967年３月11日生

所有する当銀行の株式の数
1,500株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年４月	当銀行入行
2010年６月	同　大館支店次長
2012年３月	同　御野場支店長
2014年６月	同　札幌支店長
2017年６月	同　東京支店長兼東京事務所長
2019年６月	同　執行役員営業企画部長
2020年６月	同　取締役執行役員営業企画部長
2021年６月	同　取締役常務執行役員
2022年４月	同　取締役常務執行役員事務統括部長（現任）

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2021年６月に取締役常務執行役員に就任し、審査部門、事務・システム部門等における経営課題への対応およびリスク管理態勢の強化に取り組んできました。
こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者といたしました。

生年月日
1971年10月12日生

所有する当銀行の株式の数
1,500株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

候補者番号 5　芦田（あしだ）　晃輔（こうすけ）　再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年４月		当銀行入行
2014年６月	同	能代南支店長
2016年６月	同	経営企画部次長
2017年６月	同	経営企画部次長兼業務改革室長
2019年４月	同	経営企画部副部長兼業務改革室長
2019年４月	同	経営企画部副部長兼業務改革室長
2019年６月	同	執行役員人事部長
2020年６月	同	取締役執行役員人事部長
2021年６月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長（現任）

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2021年６月に取締役常務執行役員に就任し、当行の経営課題への対応や中長期的な経営戦略の立案に取り組んできました。
こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者といたしました。

生年月日
1956年７月２日生

所有する当銀行の株式の数
1,939株

取締役会への出席状況
13回／14回（92%）

候補者番号 6　辻（つじ）　良之（よしゆき）　再任　社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年12月		秋田いすゞ自動車株式会社取締役
1999年５月	同	取締役副社長
2002年４月		辻兵商事株式会社代表取締役社長（現任）
2002年６月		辻不動産株式会社代表取締役社長（現任）
2004年５月		秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長（現任）
2008年12月		株式会社アテック代表取締役会長（現任）
2011年６月		コマツ秋田株式会社代表取締役会長（現任）
2011年６月		秋田総合リース株式会社代表取締役会長（現任）
2015年３月		ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長（現任）
2016年11月		秋田商工会議所副会頭（現任）
2017年６月		当銀行取締役（現任）
2018年11月		秋田ゼロックス株式会社（現富士フイルムＢＩ秋田株式会社）代表取締役会長（現任）
2020年５月		株式会社秋田県自動車会議所代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団体等の要職を務められております。2017年６月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。
こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 7　榊（さかき） 純一（じゅんいち）

再任　社外　独立

生年月日
1954年12月23日生

所有する当銀行の株式の数
700株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年４月	石川島播磨重工業株式会社（現株式会社ＩＨＩ）入社
2003年７月	同　航空宇宙事業本部民間エンジン事業部技術部長
2004年７月	同　機械事業本部車両過給機事業部副事業部長兼品質保証部長
2009年４月	同　理事車両過給機セクター副セクター長兼企画部長
2010年４月	株式会社ＩＨＩ回転機械代表取締役社長
2012年４月	株式会社ＩＨＩ執行役員回転機械セクター長
2017年４月	同　常務執行役員産汎事業領域副事業領域長兼車両過給機ＳＢＵ長
2018年４月	同　顧問
2018年６月	当銀行取締役（現任）
2021年４月	秋田大学電動化システム共同研究センター長(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

石川島播磨重工業㈱（現㈱ＩＨＩ）に入社し、㈱ＩＨＩ回転機械代表取締役社長を経て㈱ＩＨＩ常務執行役員を務められ、現在は秋田大学電動化システム共同研究センター長に就任されておられます。2018年６月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。

こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 8　中田（なかた） 直文（なおふみ）

再任　社外

生年月日
1950年８月12日生

所有する当銀行の株式の数
4,873株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年４月	株式会社大館製作所入社
2009年５月	同　代表取締役社長（現任）
2009年６月	大館桂工業株式会社代表取締役社長（現任）
2009年７月	大館ビル株式会社代表取締役社長（現任）
2013年10月	大館商工会議所会頭
2019年６月	当銀行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

県内を代表する製造業の代表取締役を長年にわたり務められているほか、大館商工会議所会頭などの要職を経験されておられます。2019年６月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに経営の諸問題における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。

こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 9　柿﨑（かきざき）　環（たまき）

再任　社外　独立

生年月日
1961年1月16日生

所有する当銀行の株式の数
100株

取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年4月	東洋大学専門職大学院法務研究科教授
2012年4月	横浜国立大学国際社会科学研究院教授
2014年4月	明治大学法学部教授（現任）
2016年6月	エーザイ株式会社社外取締役
2016年6月	三菱食品株式会社社外取締役(現任)
2017年6月	日本空港ビルデング株式会社社外監査役（現任）
2020年6月	京浜急行電鉄株式会社社外取締役（現任）
2021年6月	当銀行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

商法、金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制やコーポレートガバナンスに関する高い見識を有しておられます。2021年6月に当行の社外取締役に就任し、専門分野等の高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(注) 1.　取締役候補者のうち、当行との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであり、その他の取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
(1)　辻良之氏は、秋田いすゞ自動車株式会社、辻兵商事株式会社、辻不動産株式会社、株式会社アテック、コマツ秋田株式会社、秋田総合リース株式会社、富士フイルムＢＩ秋田株式会社およびロイヤルモーター株式会社の代表取締役であり、各社および同氏と当行との間には通常の銀行取引があります。
(2)　中田直文氏は、株式会社大館製作所、大館桂工業株式会社および大館ビル株式会社の代表取締役であり、各社と当行との間には通常の銀行取引があります。
2.　辻良之氏、榊純一氏、中田直文氏および柿﨑環氏は社外取締役候補者であります。
3.　当行は、榊純一氏および柿﨑環氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4.　社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
(1)　辻良之氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって５年となります。
(2)　榊純一氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年となります。
(3)　中田直文氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって３年となります。
(4)　柿﨑環氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって１年となります。
5.　社外取締役との責任限定契約について
辻良之氏、榊純一氏、中田直文氏および柿﨑環氏は、当行との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする。
・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6.　役員等賠償責任保険契約の概要について
当行は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を塡補することとしております。取締役は当該保険契約の被保険者となっており、本議案の候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。
7.　社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任期間中に不当な業務執行が行われた事実について
中田直文氏は、2009年６月より大館桂工業株式会社の代表取締役を務めておりますが、同社は、秋田県県北地域振興局が2020年５月に実施した工事の入札において、他社との情報のやりとり等があったことを理由に、2021年６月15日に、同日から４か月間の指名停止処分を受けました。同氏は、事前には当該行為を認識しておりませんでしたが、当該事実が判明した後においては、全容解明のための調査を指揮するとともに、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底をはかっております。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の強化および充実をはかるために１名増員し、監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	佐藤（さとう） 雅彦（まさひこ） 再任	取締役監査等委員	14回／14回（100%）	18回／18回（100%）
2	工藤（くどう） 重信（じゅうしん） 新任	執行役員	―	―
3	小林（こばやし） 憲一（けんいち） 再任 社外 独立	取締役監査等委員（社外取締役）	14回／14回（100%）	17回／18回（94%）
4	面山（おもてやま） 恭子（きょうこ） 再任 社外 独立	取締役監査等委員（社外取締役）	14回／14回（100%）	18回／18回（100%）
5	長谷部（はせべ） 光哉（みつや） 新任 社外 独立	―	―	―

候補者番号 **1**

佐藤(さとう)　雅彦(まさひこ)

再任

生年月日
1961年12月27日生
所有する当銀行の株式の数
2,700株
取締役会への出席状況
14回／14回（100%）
監査等委員会への出席状況
18回／18回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年４月	当銀行入行	
2007年４月	同	象潟支店長
2009年６月	同	大曲駅前支店長
2011年６月	同	秋田駅前支店長
2014年６月	同	執行役員証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長
2017年６月	同	執行役員証券国際部長
2018年６月	同	取締役監査等委員（現任）

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2018年６月に監査等委員に就任し、業務経験と専門知識を当行の取締役の職務執行の監査に反映してきました。

これらの経験や見識を活かし、当行の監査態勢の強化と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

工藤(くどう)　重信(じゅうしん)

新任

生年月日
1962年12月20日生
所有する当銀行の株式の数
2,005株
取締役会への出席状況
—
監査等委員会への出席状況
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年４月	当銀行入行	
2005年10月	同	経営企画部部長代理
2009年４月	同	経営企画部次長
2010年６月	同	能代駅前支店長
2012年６月	同	システム部長
2016年６月	同	事務統括部長
2018年３月	同	執行役員事務統括部長
2019年６月	同	執行役員東京支店長兼東京事務所長（現任）

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2018年３月に執行役員に就任し、事務統括部長として事務リスク管理態勢の強化、東京支店長兼東京事務所長として当行の業績向上に貢献するなど、本部および営業店業務に精通しています。

これらの経験や見識を活かし、当行の監査態勢の強化と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 3　小林（こばやし）　憲一（けんいち）

再任　社外　独立

生年月日
1946年11月６日生

所有する当銀行の株式の数
500株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

監査等委員会への出席状況
17回／18回（94%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年４月	秋田県庁入庁
2003年７月	同　企画振興部長
2004年４月	同　総務部長兼危機管理監
2005年５月	同　総務企画部長
2006年４月	同　知事公室長
2008年４月	財団法人あきた企業活性化センター理事長
2010年６月	秋田県信用保証協会会長
2018年６月	当銀行取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

　秋田県の企画振興、総務企画などの統括を務められた後、あきた企業活性化センター理事長、秋田県信用保証協会会長として県内企業の成長に取り組んでこられました。2018年６月に当行の監査等委員に就任し、高い人格と地方行政における豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映されてきました。
　なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 4　面山（おもてやま）　恭子（きょうこ）

再任　社外　独立

生年月日
1962年１月28日生

所有する当銀行の株式の数
200株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

監査等委員会への出席状況
18回／18回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年４月	弁護士登録
1988年５月	面山恭子法律事務所所長（現任）
2005年４月	秋田弁護士会会長
2008年10月	秋田家庭裁判所調停委員（現任）
2017年７月	秋田県収用委員会会長（現任）
2020年６月	当銀行取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

　弁護士として債務整理、破産等の民事事件に関して豊富な経験、実績を有しておられ、2020年６月に当行の監査等委員に就任し、その専門的知見を当行の監査に反映されてきました。
　なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5**

長谷部（はせべ）　光哉（みつや）

新任　社外　独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年９月　長谷部武憲税理士事務所入所
1985年２月　税理士登録
2001年６月　秋田信用金庫監事
2006年10月　秋田県私立学校審議会委員
2013年７月　秋田県信用保証協会外部評価委員会委員長（現任）
2015年９月　公認会計士登録
2015年９月　長谷部光哉公認会計士事務所所長（現任）

生年月日
1955年７月19日生

所有する当銀行の株式の数
300株

取締役会への出席状況
—

監査等委員会への出席状況
—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士、税理士として企業会計や税務等に関する豊富な経験、実績を有しておられ、その専門的知見を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくべく、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）1.　各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2.　小林憲一氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏は社外取締役候補者であります。
3.　当行は、小林憲一氏および面山恭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、長谷部光哉氏が社外取締役に就任した場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4.　社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
(1)　小林憲一氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年となります。
(2)　面山恭子氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。
5.　社外取締役との責任限定契約について
小林憲一氏および面山恭子氏は、当行との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、長谷部光哉氏が社外取締役に就任した場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする。
・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6.　役員等賠償責任保険契約の概要について
当行は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を塡補することとしております。監査等委員である取締役は当該保険契約の被保険者となっており、本議案の候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

生年月日
1964年10月27日生

所有する当銀行の株式の数
０株

松井（まつい）　秀樹（ひでき）

再任　社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
1990年４月	森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
1997年１月	同　法律事務所パートナー（現任）
2004年４月	東京大学大学院法学政治学研究科客員助教授
2015年８月	株式会社日本人材機構社外監査役
2020年12月	株式会社日本共創プラットフォーム社外取締役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として企業法務に関して豊富な経験、実績を有しておられ、その専門的知見を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくべく、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有しておられることから、当行の監査等委員である社外取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）1.　松井秀樹氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当行と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、取引の金額に照らし、同氏は当行の定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」における独立性を満たしております。
2.　松井秀樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3.　社外取締役との責任限定契約について
松井秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、就任後に責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする。
・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4.　役員等賠償責任保険契約の概要について
当行は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を塡補することとしております。監査等委員である取締役は当該保険契約の被保険者となっており、松井秀樹氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

（以　上）

ご参考

第３号議案ならびに第４号議案が承認された場合の取締役体制

当行の取締役会は「取締役会の役割・責務」、「現在・将来の事業戦略」および「事業特性」に照らし、重要と考えるスキル・多様性を取締役会全体で適切に確保する体制としております。

社内取締役７名

就任予定の地位	氏名	性別	社内取締役が有するスキル区分							
			経営戦略	リスクマネジメント	財務会計	マーケティング	地方創生	人材開発	ＩＴ・テクノロジー	市場運用
取締役	新谷 明弘	男性	○	○	○	○		○		○
	皆川 剛	男性	○	○	○	○	○	○		○
	三浦 力	男性	○		○	○	○			
	三浦 寛剛	男性	○	○	○	○			○	
	芦田 晃輔	男性	○	○	○	○		○		
取締役(監査等委員)	佐藤 雅彦	男性	○	○	○					
	工藤 重信	男性	○	○	○				○	

（注）上記一覧表は社内取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

社外取締役７名

就任予定の地位	氏名		性別	社外取締役へ特に期待する分野				
				企業経営	ガバナンス・リスクマネジメント	地方創生	ＥＳＧ・サステナビリティ	ＩＴ・テクノロジー
取締役	辻 良之		男性	○		○		
	榊 純一	独立	男性	○		○		○
	中田 直文		男性	○		○		
	柿﨑 環	独立	女性		○		○	
取締役(監査等委員)	小林 憲一	独立	男性			○(行政)		
	面山 恭子	独立	女性		○			
	長谷部 光哉	独立	男性	○	○			

（注）上記一覧表は社外取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

ご参考

社外取締役の独立性に関する判断基準

当行では、次の基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。

現在または最近(注)1において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。
1　当行を主要な取引先とする者(注)2またはその者が法人等である場合はその業務執行者
2　当行の主要な取引先(注)3またはその者が法人等である場合はその業務執行者
3　当行の総議決権の10％以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
4　当行から役員報酬以外に過去３年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
5　次に掲げる者の二親等内の親族
(1) 上記１から４に該当する者（重要な者(注)4に限る。）
(2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人

（注）1　「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
2　「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の２％以上を当行との取引が占めている先、または、当行を主力取引銀行とする先で当行との取引が経営に重要な影響を与える先をいう。
3　「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の２％以上を当行に対して支払っている先をいう。
4　「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

第119期（2021年４月１日から 2022年３月31日まで）事業報告

1　当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

a　当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

(a) 当行の主要な事業内容

　本店営業部のほか支店96か店、出張所１か店、計98か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

(b) 金融経済環境

○国内経済環境

　国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は厳しい状況が続きました。年度前半は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返され、宿泊や飲食などサービス関連を中心に個人消費が低迷しました。年度後半に入り新規感染者数の減少にともない個人消費に持ち直しの動きがみられ、輸出も自動車生産の回復を受けて増加に転じましたが、年明け以降の感染再拡大や原油価格高騰などにより、経済活動は再び停滞を余儀なくされました。この間、雇用・所得環境は、横這い圏内で推移しました。

○県内経済環境

　県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱さがみられましたが、景気は全体として持ち直しの動きが続きました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスは車載向けを中心に好調な動きが続きました。需要面では、公共工事は減少基調で推移しましたが、住宅着工は持ち直しの動きとなりました。また、個人消費は、大型小売店販売は底堅く推移しましたが、自動車販売が供給制約などにより減少し、全体として足踏み状態が続きました。この間、雇用・所得環境は、改善の動きが続きました。

○金融環境

金融面では、新発10年物国債利回りは、日銀による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと、12月まで概ね0～0.1%の範囲で推移しました。年明け以降、海外金利上昇に加え、日銀の金融政策修正への思惑などから強含みとなり、３月には0.25%まで上昇しましたが、日銀の相次ぐ金利抑制策発動を受け0.21%まで低下しました。日経平均株価は、菅首相退陣表明を受け新政権の経済対策や構造改革への期待感から急上昇し、９月にバブル後高値となる30,795円をつけましたが、その後は一進一退の動きとなりました。年明け以降、海外中銀による金融政策正常化の動きから下落基調となり、ウクライナ情勢緊迫化で一時24,000円台まで売られましたが、停戦への期待感などから28,000円付近まで回復しました。為替相場は、９月まで110円前後で小動きが続きました。10月以降、日米金融政策の方向性の違いからドル高円安基調となり、３月下旬にはFRBが金融引き締め加速を示唆した一方、日銀は金利抑制姿勢を鮮明にしたことから、2015年８月以来の125円台まで急落しましたが、本邦通貨当局のけん制などもあり年度末には121円台に反転しました。

(c) 事業の経過及び成果

このような経営環境のもと、当行では、中期経営計画「価値共創～Grow with Our Community～」に基づき、地域のお客さまが抱える課題の解決に引き続き積極的に取り組み、その活動を通じて地域経済の成長に貢献するとともに持続可能なビジネスモデルの構築を進めてまいりました。

○新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、引き続きお客さまの資金需要に積極的に対応するとともに、コロナ禍の影響度によって異なるお客さまの経営課題に適切に対応していくため、従来以上に対話を深め、売上回復に向けた販路拡大、事業再構築や経営改善など、コンサルティング支援を強化いたしました。

○新たな価値の創出と地域課題の解決

当行では、将来にわたる豊かな地域の実現を目指し、新たな価値を生み出す「地域価値共創事業」をはじめ、さまざまな事業を通じて地域の課題解決に取り組んでおります。

①　地域商社事業

　2021年４月に設立した地域商社「詩の国秋田株式会社」において、2021年10月にＥＣサイト「詩の国商店」を開設いたしました。ＥＣサイトには、60先を超える事業者の皆さまの商品（330品超）を掲載しており、秋田ならではの魅力ある産品の販売を通じて、生産者の皆さまの所得拡大と地域のブランド価値向上に取り組んでおります。また当社は、銀行子会社の地域商社では全国初となる台湾企業（中國信託ホールディングのグループ企業）からの出資を受入しており、このネットワークを活用して秋田県産品の台湾向け輸出を開始いたしました。この取組みは、「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）表彰を受賞いたしました。

②　人材支援事業

　生産年齢人口の減少にともなって深刻化する人手不足など、地域企業が抱える人材に関する課題に対応するため、2019年11月に有料職業紹介等を取り扱う人材紹介業に参入いたしました。2022年２月には、地域企業の採用ニーズに対応するとともに人口社会減の緩和をはかるべく、人材採用を希望する秋田県内企業と秋田県内での就職を希望する新卒予定者やキャリア人材とのマッチングを支援する、就職・採用ポータルサイト「キャリピタＡＫＩＴＡ」のサービスを開始いたしました。

③　長活（ながい）きプロジェクト

　年齢を重ねても活き活きと元気に活躍する「長活き」をコンセプトに、活力ある地域づくりに向け「長活きプロジェクト」を推進しております。2021年度においては、高齢化に対応した金融サービス拡充の取組みのひとつとして、三井住友信託銀行株式会社との包括連携協定を活用し、2021年11月に遺言代用信託の取扱いを開始いたしました。今後も、長く活き活きと暮らすことができる地域社会の実現に向け、高齢者のニーズにお応えする金融・非金融サービスの開発・提供をはじめ、さまざまな機関と広く連携しながらプロジェクトを進めてまいります。

④　後継者不足への対応

　高齢化の進展等を背景とした事業後継者不足の課題に対応するため、事業承継支援・Ｍ＆Ａ支援に積極的に取り組んでおります。本部内に専門部署として「事業承継支援室」、「Ｍ＆Ａチーム」を設置するとともに、専門資格「Ｍ＆Ａシニアエキスパート」を保有する行員を秋田県内全域の営業店へ配置のうえ、幅広かつ専門的な支援を推進し、地域の経済基盤・活力の維持をはかっております。

⑤　起業・創業支援

　地域経済の活力向上、将来の地域経済を担う事業の創出に向け、起業・創業支援、成長支援に取り組んでおります。起業を志す方、事業を開始したスタートアップ、先輩起業家、行政機関の方などを広くネットワークした「〈あきぎん〉STARTUP Lab」をプラットフォームとして、ビジネスコンテストやワークショップなどを有機的に組み合わせて実施し、創業段階からビジネスモデル確立、成長フェーズまで一貫した支援を推進しております。

○秋田・岩手アライアンス

　2021年10月、株式会社岩手銀行と包括業務提携「秋田・岩手アライアンス」を締結いたしました。このアライアンスは、お互いに独立経営を堅持しながら、それぞれが有する経営資源を有効活用し、双方のビジネスモデルを強化していくことを目的としております。提携開始以降、協業分野ごとに分科会を設置のうえ連携施策を進めており、今後、早期のアライアンス効果実現に向けてさらに取組みを加速させてまいります。

○店　舗

　効率的な営業体制を構築し、より質の高い金融サービスを提供していくため、店舗機能やネットワークの見直しに取り組んでおります。

　2021年度におきましては、2021年５月に角間川支店および北浦出張所を、８月に檜山支店および将軍野支店をブランチインブランチ方式により統合し、10月に藤里支店を預金取引等の一部業務に特化した店舗に機能変更いたしました。また、2022年３月には湯沢支店を新築し、店舗で使用するすべての電力を地元・湯沢市高松地区の「上の岱地熱発電所」がつくりだす再生可能エネルギーにより賄う「カーボンフリー店舗」といたしました。

　加えて、店舗空白地域での金融サービスの提供や災害発生時の緊急対応を目的に、2021年４月より移動店舗車「“あきぎん”みみより号」の運行を開始し、北秋田市阿仁地区および男鹿市北浦地区を巡回しております。

(d)　主要勘定の状況

○総 預 金

　個人預金、法人預金、公金ともに増加したことにより、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比1,268億円増加し、３兆1,160億円となりました。

　期中平均残高は、前期比1,679億円増加し、３兆686億円となりました。

○貸 出 金

住宅ローンや国・地公体等向け貸出は増加したものの、事業先向け貸出が減少したことにより、貸出金の期末残高は前期末比57億円減少し、１兆8,337億円となりました。

期中平均残高は、前期比789億円増加し、１兆8,143億円となりました。

○有価証券

期末残高は、前期末比1,307億円増加し、8,902億円となりました。

期中平均残高は、前期比908億円増加し、8,169億円となりました。

○損　　益

経常収益は、国債等債券売却益や株式等売却益の減少により、前期比37億1,200万円減少し、347億8,300万円となりました。経常費用は、営業経費の減少や国債等債券売却損・償還損および株式等売却損・償却の減少により、42億100万円減少し、300億5,100万円となりました。

この結果、経常利益は４億8,800万円増益の47億3,100万円となりました。当期純利益は５億7,700万円増益の33億4,000万円となりました。

b　対処すべき課題

当行が地盤とする秋田県は、人口減少や少子化・高齢化など社会構造の変化にともなう課題に加え、気候変動や急速に進むデジタルシフトなど、多くの変化に対応していく必要があります。こうした背景から、当行に対する地域・お客さまの期待やニーズも、今後さらに多様化・高度化していくものと想定しております。

当行では、これらの社会や地域の変化から生じる課題を解決し、経営理念「地域共栄」を実現するため、2030年を展望する「秋田銀行グループVISION『価値をつくる。未来へつなぐ。』」を定め、この目指す姿を実現する第１フェーズとして、2022年度から３年間を計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画では、金融仲介とコンサルティングを中心とした既存事業をさらに深掘りし、高専門性の追求、構造改革、適切なリスクテイクを推進することにより収益力の向上をはかってまいります。加えて、既存事業の深掘りと並行し、地域課題の解決を事業化する「地域価値共創事業」のさらなる拡大・成長をはかることで、非金融分野における収益を強化し、持続可能な新たなビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。また、当行グループの職員がそれぞれの力を最大限発揮し、成長・活躍し続けることができるフィールドづくりに取り組み、事業戦略を力強く推進していく組織を構築してまいります。

株主の皆さまには、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

（2）財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	2,578,180	2,623,663	2,908,092	3,035,408
定期性預金	1,000,744	986,450	981,052	983,416
その他	1,577,435	1,637,213	1,927,039	2,051,992
貸出金	1,671,291	1,616,459	1,839,485	1,833,718
個人向け	391,007	390,696	391,570	393,118
中小企業向け	546,715	546,443	629,947	614,610
その他	733,568	679,319	817,966	825,990
商品有価証券	536	423	－	－
有価証券	673,444	700,062	759,562	890,208
国債	126,303	111,458	109,642	111,829
その他	547,140	588,604	649,920	778,378
総資産	3,017,750	3,024,787	3,480,732	3,655,987
内国為替取扱高	12,912,676	12,626,740	13,131,536	14,013,623
外国為替取扱高	百万ドル 799	百万ドル 655	百万ドル 711	百万ドル 644
経常利益	6,045	4,948	4,243	4,731
当期純利益	4,102	3,050	2,763	3,340
1株当たり当期純利益	円 銭 228.52	円 銭 170.44	円 銭 154.58	円 銭 186.71

（注）1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
3. １株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,283人
平均年齢	39年 9月
平均勤続年数	17年 1月
平均給与月額	383千円

(注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く2022年３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末	うち出張所
秋田県	81店	(1)
北海道	3	(—)
青森県	3	(—)
岩手県	1	(—)
宮城県	3	(—)
福島県	5	(—)
新潟県	1	(—)
東京都	1	(—)
合計	98	(1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を153か所設置しております。
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を60か所設置しております。

ロ　当年度新設営業所
該当事項はありません。

（注）1.　当年度において店舗外現金自動設備については、下記の２か所を新設いたしました。
男鹿支店北浦出張所　（男鹿市）
大曲支店角間川出張所　（大仙市）
2.　当年度において店舗外現金自動設備については、下記の９か所を廃止いたしました。
町立羽後病院出張所　（雄勝郡羽後町）
新屋支店新屋元町出張所　（秋田市）
御所野ニュータウン支店東北フジクラ出張所　（秋田市）
大曲支店大曲南出張所　（大仙市）
能代支店能代工業団地出張所　（能代市）
能代支店イオン能代店出張所　（能代市）
男鹿支店いとく男鹿店出張所　（男鹿市）
五城目支店井川さくら駅出張所　（南秋田郡井川町）
能代支店島田病院出張所　（能代市）

ハ　銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	1,823

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　容	金　額
店舗の新築・改修、設備更新	557
ソフトウェアの導入・更新	630
事務機器等の新設・更新	625
現金自動受払機の更新	10

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
㈱あきぎんリサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目２番１号	コンサルティング業務	75百万円	100.00%	
㈱秋田保証サービス	秋田市旭北錦町１番42号	保証業務	420	100.00	
詩の国秋田㈱	秋田市山王三丁目２番１号	地域商社業務	90	88.88	
㈱秋田国際カード	秋田市大町一丁目３番８号	カード業務	50	61.00	
㈱秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目４番44号	カード業務	50	60.00	
㈱秋田グランドリース	秋田市大町二丁目４番44号	リース業務	50	57.00	

（注）1.　議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
　　　2.　詩の国秋田㈱は2021年４月１日付で設立し、当事業年度より子会社としております。

重要な業務提携の概況

1　地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

2　地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4　株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

5　株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

6　株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

7　秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合および秋田県内の農業協同組合との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「秋田あったかネット」）を行っております。

8　株式会社青森銀行および株式会社岩手銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ＡＡＩネット」）を行っております。

9　株式会社北海道銀行、株式会社山形銀行および株式会社東邦銀行とそれぞれ提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。

10　株式会社岩手銀行との間で、包括業務提携（秋田・岩手アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
新　谷　明　弘	取締役頭取 （代表取締役）　リスク統括室担当		
土　谷　真　人	取　締　役　営業本部長 常務執行役員　営業本部および地域価値共創部担当		
皆　川　　　剛	取　締　役　人事部、総務部、証券国際部および市 常務執行役員　場運用部担当		
三　浦　寛　剛	取　締　役　事務統括部、システム部、審査部およ 常務執行役員　び監査部担当		
芦　田　晃　輔	取　締　役　経営企画部長兼デジタル戦略室長 常務執行役員　秘書室、経営企画部、コンプライアンス統括部および東京事務所担当		
辻　　　良　之	取　締　役　（社外）	辻兵商事株式会社 代表取締役社長 辻不動産株式会社 代表取締役社長 秋田いすゞ自動車株式会社 代表取締役社長 株式会社アテック 代表取締役会長 コマツ秋田株式会社 代表取締役会長 秋田総合リース株式会社 代表取締役会長 ロイヤルモーター株式会社 代表取締役会長 秋田商工会議所副会頭 富士フイルムＢＩ秋田株式会社 代表取締役会長 株式会社秋田県自動車会議所 代表取締役社長	

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
榊　純一	取締役　(社外)		
中田直文	取締役　(社外)	株式会社大館製作所 代表取締役社長 大館桂工業株式会社 代表取締役社長 大館ビル株式会社 代表取締役社長	
柿﨑　環	取締役　(社外)	三菱食品株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外監査役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役	
佐藤雅彦	取締役 (常勤監査等委員)		
諸橋正弘	取締役 (監査等委員)　(社外)		
小林憲一	取締役 (監査等委員)　(社外)		
面山恭子	取締役 (監査等委員)　(社外)	面山恭子法律事務所所長	

(注) 1. 取締役辻良之氏、榊純一氏、中田直文氏、柿﨑環氏、諸橋正弘氏、小林憲一氏および面山恭子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

2. 取締役榊純一氏、柿﨑環氏、諸橋正弘氏、小林憲一氏および面山恭子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 取締役佐藤雅彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との密接な連携、執行部門からの報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

（2）会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会が定めており、その概要は、以下のとおりです。

なお、以下の概要は当事業年度末時点の内容を記載しております。

当行の取締役の報酬等は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、役位および業績目標（当期純利益）の達成度に応じて当行株式等の交付等を行う「業績連動型株式報酬」の構成とし、次の運用基準のとおり支給するものとしております。

1 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」の３つで構成し、次のとおりとする。

（1）各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬として役位別に定める。

（2）賞与は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、最終的な経営活動の成果である当期純利益を勘案した支給総額および役位に応じた各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）への配分を取締役会において決定し、これにより定めた額の金銭を毎事業年度終了後の所定の時期に支給する。

（3）業績連動型株式報酬は、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託と称される制度を採用する。本制度では、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標（当期純利益）の達成度に応じて０％～200％の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。付与したポイントは、毎年累積し、退任時に累積したポイントに応じて当行株式の交付および当行株式の換価処分金相当額の金銭を給付する。

（4）報酬等の種類別の割合については、当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、総額を勘案のうえ決定する。

2 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

「基本報酬」のみとし、その職務に鑑み固定のものとして定めた額の金銭を毎月支給する。

3 監査等委員である取締役

監査・監督の独立性を確保する観点から「基本報酬」のみとする。

また、取締役の報酬等の決定方法については、次のとおり定めております。

1　取締役の報酬等は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内とする。

2　取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、「指名・報酬諮問委員会」における審議を行い、公正かつ透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。

3　監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当行においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「指名・報酬諮問委員会」（「評価・指名および報酬等委員会」は、2021年６月に「指名・報酬諮問委員会」に改称しております。）において審議され、取締役会に答申されました。取締役会において同答申に基づき決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等		非金銭報酬等
			固定報酬	賞　与	役員報酬ＢＩＰ信託	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	12名	145	109	20	16	―
取締役（監査等委員）	4名	27	27	―	―	―
計	16名	173	137	20	16	―

（注）1. 上記の取締役の支給人数ならびに報酬等の金額には、2021年６月25日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含めております。

2. 株主総会決議で定められた報酬限度額は次のとおりであります。

2021年６月25日開催の第118期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額180百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）であります。当該定時株主総会決議日時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は９名（うち社外取締役は４名）であります。

2018年６月27日開催の第115期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額55百万円以内であります。当該定時株主総会決議日時点の取締役（監査等委員）の員数は５名であります。

また、上記の取締役の報酬等の限度額とは別に、2019年６月26日開催の第116期定時株主総会決議により定められた役員報酬ＢＩＰ信託による業績連動型株式報酬制度としての取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、３事業年度ごとに120百万円以内であります。当該定時株主総会決議日時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は８名であります。

3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当期純利益であり、当該業績指標を選定した理由は、取締役が業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、賞与については当期純利益の実績等により支給総額と役位に応じた配分を検討し、役員報酬ＢＩＰ信託については役位に応じた「固定ポイント」と当行の毎事業年度における当期純利益の達成度に応じて０％～200％の範囲で変動する「業績連動ポイント」から算定するものです。

なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は１．（２）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

4. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬11百万円を支給しております。

(3) 責任限定契約

　当行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

　当行は、定款の規定に従い、社外取締役である辻良之氏、榊純一氏、中田直文氏、柿﨑環氏、諸橋正弘氏、小林憲一氏および面山恭子氏と、同法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 補償契約

　該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役および執行役員	当行は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。 なお、当該保険料は、全額を当行が負担しております。

3　社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
辻　　良　之	辻兵商事株式会社代表取締役社長 辻不動産株式会社代表取締役社長 秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長 株式会社アテック代表取締役会長 コマツ秋田株式会社代表取締役会長 秋田総合リース株式会社代表取締役会長 ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所副会頭 富士フイルムＢＩ秋田株式会社代表取締役会長 株式会社秋田県自動車会議所代表取締役社長
榊　　純　一	該当ありません。
中　田　直　文	株式会社大館製作所代表取締役社長 大館桂工業株式会社代表取締役社長 大館ビル株式会社代表取締役社長
柿　﨑　　環	三菱食品株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外監査役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役
諸　橋　正　弘	該当ありません。
小　林　憲　一	該当ありません。
面　山　恭　子	面山恭子法律事務所所長

（注）1.　「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
2.　上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 辻　　良之	４年９か月	当期開催の取締役会14回中13回出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に秋田県内を代表する企業グループの経営および業界団体の要職経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 榊　　純一	３年９か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に技術分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役 中田　直文	２年９か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に秋田県内を代表する製造業の経営および業界団体の要職経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 柿﨑　　環	９か月	就任後開催の取締役会11回全てに出席	商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授としての専門的知見から発言を行っており、特に内部統制やコーポレートガバナンスについての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役（監査等委員） 諸橋　正弘	３年９か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会18回中17回出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に秋田県内を代表する製造業の経営経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員長かつ監査等委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 小林　憲一	３年９か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会18回中17回出席	地方行政および企業支援に携わった経験と見識から発言を行っており、特に地方行政における豊富な経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員かつ監査等委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 面山　恭子	１年９か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会18回全てに出席	弁護士としての専門的知見から発言を行っており、特に法律分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	７名	24	―

（4）社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当行の株式に関する事項

（1）株　　式　　数

発行可能株式総数	68,745千株
発行済株式の総数	18,093千株

（注）株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

（2）当年度末株主数　　10,465名

（3）大　　株　　主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,949千株	10.86%
明治安田生命保険相互会社	804	4.48
秋田銀行職員持株会	743	4.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	700	3.90
日本生命保険相互会社	437	2.43
損害保険ジャパン株式会社	359	2.00
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	350	1.95
住友生命保険相互会社	344	1.92
三井住友海上火災保険株式会社	211	1.17
東京海上日動火災保険株式会社	199	1.11

（注）1.　持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　持株比率は自己株式（143,107株）を控除して算出しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

（4）役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）	３名	普通株式　11,765株
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	―	―
監査等委員である取締役	―	―

（注）2021年6月25日付で退任した取締役に対する役員報酬ＢＩＰ信託による株式交付であります。

5　当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6　会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　深田建太郎 指定有限責任社員　髙尾　大介	61	（注）1、3

（注）1.　監査等委員会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2.　当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。

3.　当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である貸倒引当金の見積方法の見直し等に関する専門的指導・助言業務を委託し、対価を支払っております。

4.　会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は65百万円であります。

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

（3）補償契約

該当事項はありません。

（4）会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8　業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保するための体制の内容の概要>

　当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

（1）当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a　取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。

b　取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。

c　コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。

d　コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を３か月に１回以上、取締役会および監査等委員会に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役および監査等委員会に報告する。監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会へ報告する。

e　当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。また、コンプライアンス相談窓口のほか、コンプライアンス統括部、人事部、常勤監査等委員および外部弁護士を窓口とした「あきぎんヘルプライン」を設置し、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる体制を整備する。（子会社各社の役職員による通報も可能とする。）

　なお、通報を受けた窓口は、ただちに通報事項を所管する取締役および監査等委員会に対して報告を行う。

「あきぎんヘルプライン」への通報者に対し、不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。

f　当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a　当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。

b　リスク管理に関する統括部門として、リスク統括室を設置する。

c　各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a　当行の長期的安定成長をはかるため、原則として３か年ごとに向こう３営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。

なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。

b　取締役会は経営計画を決定し、行内に周知する。

c　経営企画部を担当する取締役は、経営計画の進捗状況を、３か月に１回取締役会に報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。

d　各部門を担当する取締役は、担当する部門の実施すべき具体的な施策および効率的な職務執行体制を構築する。

なお、効率的な職務執行体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

(5) 当行およびその子会社から成る企業集団（以下、「グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

a　当行および子会社各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。

b　当行の経営企画部を担当する取締役は、子会社各社の営業活動および経営状況について、３か月に１回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

c　当行は、関連会社管理規程において、子会社各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役および子会社各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、子会社各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。

d　当行の子会社各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行のリスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行のリスク統括室は、グループ全体のリスク管理の統括部署として、必要に応じて、子会社各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。

e　当行は、子会社各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制を子会社各社に準拠させることなどにより、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

f　当行は、子会社各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、子会社各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、子会社各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。

g　当行の監査部は、子会社各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部を担当する取締役および監査等委員会に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。

h　当行および子会社各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重し当行の職員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名する。

b　監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への監査等委員会の職務に関する指示、命令する権限は監査等委員会に委譲されたものとし、当該職務について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示、命令は受けないものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当行および子会社各社の役職員の職務の執行にかかる重大な法令違反、不正行為の事実またはグループ全体に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、これを監査等委員会に報告する。

b　監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。

(8) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

a　当行は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。

b　緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査等委員は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。

(9) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a　代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

b　監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。

c　監査等委員は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、常務会をはじめとする重要な会議に出席することができる。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当行およびその子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムの当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会において決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、情報事故防止態勢の強化等の重点的プログラムをはじめとする、コンプライアンスの充実・強化に向けた施策に取り組みました。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンス・モニタリングの結果等をコンプライアンス関連報告として四半期ごとに取締役会へ報告しました。

(2) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

年度ごとに策定するリスク管理計画のもと、リスクの状況（リスク量のモニタリング結果等）を四半期ごとに取締役会に報告しました。また、リスク管理委員会をはじめとする各種委員会を開催し、その結果を定期的に取締役会に報告しました。

(3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を12回、臨時取締役会を２回開催しました。また、取締役会は、意思決定の迅速化および取締役会の監督機能強化のため、重要な業務執行の決定の一部を頭取へ委任しております。

(4) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社管理規程に基づき、関連会社定例会議を毎年１月と７月に開催するなど、グループ各社の状況を把握、管理しております。また、グループ各社の業況は、四半期ごとに取締役会に報告しました。

(5) 当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員が常務会に出席し、非常勤を含むすべての監査等委員が取締役会に出席しております。また、監査等委員は随時、役職員に必要な情報を求めることが可能であり、役職員は監査等委員からの依頼に対して適切に対応しております。

9　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11　会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12　その他

該当事項はありません。

第119期末 （2022年３月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**843,344**
現金	40,260
預け金	803,083
コールローン	**34,693**
買入金銭債権	**8,215**
有価証券	**890,208**
国債	111,829
地方債	294,414
社債	124,971
株式	55,031
その他の証券	303,960
貸出金	**1,833,718**
割引手形	2,176
手形貸付	20,597
証書貸付	1,629,004
当座貸越	181,940
外国為替	**2,415**
外国他店預け	2,414
買入外国為替	0
その他資産	**22,305**
前払費用	2
未収収益	1,161
金融派生商品	309
金融商品等差入担保金	700
その他の資産	20,131
有形固定資産	**18,511**
建物	6,793
土地	10,002
リース資産	35
建設仮勘定	4
その他の有形固定資産	1,675
無形固定資産	**1,497**
ソフトウェア	1,335
その他の無形固定資産	162
前払年金費用	**3,765**
支払承諾見返	**9,787**
貸倒引当金	**△12,474**
投資損失引当金	**△0**
資産の部合計	**3,655,987**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**3,035,408**
当座預金	187,722
普通預金	1,760,685
貯蓄預金	49,485
通知預金	6,409
定期預金	983,413
定期積金	2
その他の預金	47,690
譲渡性預金	**80,690**
コールマネー	**23,062**
債券貸借取引受入担保金	**71,159**
借用金	**263,900**
借入金	263,900
外国為替	**44**
売渡外国為替	33
未払外国為替	11
その他負債	**6,203**
未決済為替借	111
未払法人税等	45
未払費用	973
前受収益	691
給付補填備金	0
先物取引差金勘定	233
金融派生商品	1,499
リース債務	38
資産除去債務	205
その他の負債	2,405
役員賞与引当金	**20**
退職給付引当金	**1,422**
株式給付引当金	**57**
睡眠預金払戻損失引当金	**351**
偶発損失引当金	**675**
繰延税金負債	**2,267**
再評価に係る繰延税金負債	**1,511**
支払承諾	**9,787**
負債の部合計	**3,496,562**
（純資産の部）	
資本金	**14,100**
資本剰余金	**6,268**
資本準備金	6,268
利益剰余金	**122,900**
利益準備金	14,100
その他利益剰余金	108,799
固定資産圧縮積立金	179
別途積立金	101,811
繰越利益剰余金	6,809
自己株式	**△617**
株主資本合計	**142,653**
その他有価証券評価差額金	**13,825**
繰延ヘッジ損益	**3**
土地再評価差額金	**2,943**
評価・換算差額等合計	**16,772**
純資産の部合計	**159,425**
負債及び純資産の部合計	**3,655,987**

第119期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**34,783**
資金運用収益	**24,324**	
貸出金利息	15,640	
有価証券利息配当金	8,381	
コールローン利息	80	
預け金利息	217	
その他の受入利息	3	
役務取引等収益	**5,590**	
受入為替手数料	1,613	
その他の役務収益	3,976	
その他業務収益	**2,453**	
外国為替売買益	73	
国債等債券売却益	2,380	
その他経常収益	**2,415**	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	1,969	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	443	
経常費用		**30,051**
資金調達費用	**227**	
預金利息	94	
譲渡性預金利息	13	
コールマネー利息	7	
債券貸借取引支払利息	33	
その他の支払利息	78	
役務取引等費用	**2,548**	
支払為替手数料	195	
その他の役務費用	2,353	
その他業務費用	**3,855**	
商品有価証券売買損	1	
国債等債券売却損	1,715	
国債等債券償還損	2,092	
金融派生商品費用	36	
その他の業務費用	9	
営業経費	**21,128**	
その他経常費用	**2,291**	
貸倒引当金繰入額	1,650	
貸出金償却	7	
株式等売却損	0	
株式等償却	6	
金銭の信託運用損	31	
その他の経常費用	595	
経常利益		**4,731**

（単位：百万円）

科目	金額	
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**295**
固定資産処分損	171	
減損損失	123	
税引前当期純利益		**4,438**
法人税、住民税及び事業税	**1,020**	
法人税等調整額	**78**	
法人税等合計		**1,098**
当期純利益		**3,340**

（2022年３月31日現在）

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	843,450	預金	3,031,096
コールローン及び買入手形	34,693	譲渡性預金	77,190
買入金銭債権	8,215	コールマネー及び売渡手形	23,062
有価証券	886,679	債券貸借取引受入担保金	71,159
貸出金	1,828,129	借用金	266,253
外国為替	2,415	外国為替	44
その他資産	39,949	その他負債	11,633
有形固定資産	18,803	役員賞与引当金	20
建物	6,799	退職給付に係る負債	1,971
土地	10,002	役員退職慰労引当金	24
リース資産	0	株式給付引当金	57
建設仮勘定	4	睡眠預金払戻損失引当金	351
その他の有形固定資産	1,995	偶発損失引当金	675
無形固定資産	1,575	繰延税金負債	2,739
ソフトウェア	1,345	再評価に係る繰延税金負債	1,511
その他の無形固定資産	230	支払承諾	10,019
退職給付に係る資産	4,967	負債の部合計	3,497,810
繰延税金資産	295	（純資産の部）	
支払承諾見返	10,019	資本金	14,100
貸倒引当金	△13,510	資本剰余金	9,212
投資損失引当金	△0	利益剰余金	126,780
		自己株式	△617
		株主資本合計	149,476
		その他有価証券評価差額金	14,270
		繰延ヘッジ損益	3
		土地再評価差額金	2,943
		退職給付に係る調整累計額	490
		その他の包括利益累計額合計	17,708
		非支配株主持分	687
		純資産の部合計	167,872
資産の部合計	3,665,682	負債及び純資産の部合計	3,665,682

（2021年４月１日から 2022年３月31日まで）

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**39,730**
資金運用収益	**23,969**	
貸出金利息	15,646	
有価証券利息配当金	8,019	
コールローン利息及び買入手形利息	80	
預け金利息	217	
その他の受入利息	4	
役務取引等収益	**6,254**	
その他業務収益	**7,083**	
その他経常収益	**2,423**	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	2,421	
経常費用		**35,013**
資金調達費用	**239**	
預金利息	94	
譲渡性預金利息	13	
コールマネー利息及び売渡手形利息	7	
債券貸借取引支払利息	33	
借用金利息	12	
その他の支払利息	78	
役務取引等費用	**2,228**	
その他業務費用	**8,216**	
営業経費	**21,938**	
その他経常費用	**2,390**	
貸倒引当金繰入額	1,670	
その他の経常費用	720	
経常利益		**4,716**
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**296**
固定資産処分損	173	
減損損失	123	
税金等調整前当期純利益		**4,422**
法人税、住民税及び事業税	**1,146**	
法人税等調整額	**87**	
法人税等合計		**1,233**
当期純利益		**3,188**
非支配株主に帰属する当期純利益		**3**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,184**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月10日

株式会社　秋田銀行
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　深　田　建太郎
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　尾　大　介

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月10日

株式会社　秋田銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　深　田　建太郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　尾　大　介

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1)　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年５月12日

株式会社　秋田銀行　監査等委員会

常勤監査等委員　佐　藤　雅　彦
監 査 等 委 員　諸　橋　正　弘
監 査 等 委 員　小　林　憲　一
監 査 等 委 員　面　山　恭　子

（注）　監査等委員　諸橋正弘、小林憲一および面山恭子は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

（以　上）

株主総会会場ご案内略図

会場

秋田市山王三丁目２番１号

秋田銀行本店10階大会議室

☎ (018) 863−1212 (代表)

交通のご案内

- JR奥羽本線
- JR羽越本線

「秋田駅」 西口 バスターミナルから路線バスで約10分、「山王十字路（竿燈大通り側）」下車

お願い ▶ 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK 地球環境を考え、植物油インキを使用しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。